

高浜町障害者活躍推進計画

機関名	高浜町
任命権者	高浜町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
高浜町における障害者雇用に関する課題	<p>高浜町においては、平成30年4月1日に法定雇用率の引き上げがなされたことにより、障害者である職員の不足数が生じた。このため、平成31年1月1日～令和元年12月31日までを計画期間とする障害者採用計画を作成した。その計画をもとに障害者の採用を進め令和元年6月1日の障害者任免状況通報書においては、依然法定雇用率は未達成であるものの、障害者である職員の不足数は0人となった。</p> <p>しかしながら、今後更なる法定雇用率の引き上げが予定されており、継続して募集・採用に努めるとともに、定着に向け、採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b> （令和4年6月1日時点）2.6%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.07%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等に労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○本庁舎及び保健福祉センターについては、基礎的環境整備として、新築又は改修の際に多目的トイレ、エレベーターを設置しており、今後も未設置の施設改修の際には設置について積極的に検討していく。</p>

	<p>○新規に採用した障害者については定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○その他各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>